

青森県報

号外第六十七号

平成二十九年
八月二日
(水曜日)

目 次

選挙管理委員会

- 衆議院青森県第四区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じた旨の告示…………… (事務局) ……
- 衆議院青森県第四区における直接請求のための署名を求め
ることができない期間の告示…………… (同) ……

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第五十一号

衆議院青森県第四区選出議員が平成二十九年七月二十五日死亡したことに伴い、公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第百十三条第一項第一号の規定により、衆議院青森県第四区選出議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、同法第百四十三条第九項第五号及び第百九十九条の五第四項第五号の規定により告示する。

平成二十九年八月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

青森県選挙管理委員会告示第五十二号

衆議院青森県第四区選出議員補欠選挙が行われることに伴い、この告示の翌日から衆議院青森県第四区選出議員補欠選挙の期日までの間、衆議院青森県第四区の区域においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)及び地方教育行政の組織及び

運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)並びにこれらの法律に基づく政令の規定によるすべての直接請求又は解職のための署名を求めることができない。

平成二十九年八月二日

青森県選挙管理委員会委員長 柿 崎 光 顯

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚三付十五円四十四銭